特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)(附則第十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
() () () () () () () () () ()		特定農林水産物等の名称の保護に関する法律	米穀等	登録免許税法	食品表示法(平成二十五年法律第七十号)	公益通報者保護法	工業標準化法	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法	農林物資の規格化等に関する法律	
(年法律第四十八号)	平成二十六年法律第	の伝達に関する法律	則第	則第九条関係)・・	(附則第九条関		(平成十一年	年法律第百七十五号)	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(附則第十三条関係	解	(平成二十一年法律		•	係)・・・・・・			第一	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		十二条関	二十六号)	•		•	•	一条関係)・・・・		
70 69 68 66 65 64 63 62 1	•	•	則第十一条関	•	•	•	•	•	•	
	70		68	: : : : : :	65	: : : : : :	63	: : : : : :	:	

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案新旧対照条文

0

農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条)第二節 外国における試験等(第五十三条—第五十六条) 対	第七節 格付の表示等の保護(第三十七条—第四十一条) 第五節 外国における適合の表示(第三十三条) 第五節 外国における適合の表示(第三十三条)		日本農林規格等に関する法律改正案
十一・第十九条の十二)	第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九条の第五節 登録外国認定機関(第十九条の八―第十九条の十)第三節 格付の表示の保護(第十八条―第十九条の二)		農林物資の規格化等に関する法律現

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(第五十九)

(一第六十四条)

第六章 雑則 (第六十五条—第七十五条)

第七章 罰則(第七十六条—第八十三条

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を

品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料

び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及

業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的と理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産

(定義)

する。

性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定。ただし、酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全第二条 この法律において「農林物資」とは、次に掲げる物資をいう

する医薬品、

医薬部外品

化粧品及び再生医療等製品を除く。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(第十九条

第六章 雑則 (第二十条—第二十三条)の十三—第十九条の十六)

第七章 罰則 (第二十四条—第三十一条)

附則

第一章 総則

(法律の目的)

第 化 相まつて、 飲食料品以外の農林物資の品質に関する適正な表示を行わせること の利益の保護に寄与することを目的とする。 通の円滑化、 によって、 れを普及させることによつて 条 取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、 この法律は、 食品表示法 般消費者の選択に資し、 消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者 適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、 (平成 一十五年法律第七十号) 農林物資の品質の改善、 もつて農林物資の生産及び流 による措置と 生産の合理

(定義等)

薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。 保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医し、酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確第二条 この法律で「農林物資」とは、次に掲げる物資をいう。ただ

料として製造し、又は加工した物資(前号に掲げるものを除く。 農産物、 (略) 林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材 農産物、 (略)

であって、政令で定めるもの

農林物資の次に掲げる事項

荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。)
「品位、成分、性能その他の品質(その形状、寸法、量目又は

口 生産行程

ハ流通行程

下「試験等」という。)の方法 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定(以

(削る)

料として製造し、又は加工した物資(前号に掲げるものを除く。二の農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材

)であつて、政令で定めるもの

及びその品質に関する表示(名称及び原産地の表示を含み、栄養成目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。)についての基準目の法律で「規格」とは、農林物資の品質(その形状、寸法、量

分の表示を除く。以下同じ。)の基準をいう。

とするものをいう。 た規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容 た規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容

を指定して、これらについての規格を制定する。 (日本農林規格の制定) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制定) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本農林規格の制度) (日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	第二章 日本農林規格の制定	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)
の規格を制定する。	第三章 日本農林規格の制定	第三条から第六条まで削除	第二章 削除	一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 二 生産の方法についての基準 三 流通の方法についての基準 三 流通の方法についての基準 三 流通の方法についての基準 の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができる。 かられる農林物資について制定することができる。 の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 1 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 3 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売を含むまた。

3 農林水産大臣は、飲食料品又は第五十九条第一項の政令で指定す る農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、そ 示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定により 品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、食品表 示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定により 品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、食品表 で品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、食品表 の品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

定めるときは、この限りでない。 農林水産大臣は、飲食料品又は第十九条の十三第一項に規定する 農林水産大臣は、飲食料品又は第十九条の十三第一項の規定により規格を制定する表示の基準において定められた事項及 、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法に 、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法に 、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法に が第十九条の十三第一項の規定により規格を制定するときは、その 農林水産大臣は、飲食料品又は第十九条の十三第一項に規定する 定めるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別

5 (略)

産大 い、農林物資の種類を定め、原案を具して、日本農林規格を制定すろに 第八条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定める手続に従

(略)

4

(削る)

より、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大第四条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定めるところに

臣に申し出ることができる。

ればならない。

本農林規格の案を審議会に付議するものとし、その制定の必要がな本農林規格の案を審議会に付議するものとし、その制定の必要がな本農林規格の案を審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、目

3 (略)

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

て準用する。第五条前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止につい

速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林第六条農林水産大臣は、第三条(前条において準用する場合を含むは

第七条 (略

若しくは廃止しなければならない。

(日本農林規格の呼称の禁止)

第八条 何人も、日本農林規格でない規格について日本農林規格又は

べきことを農林水産大臣に申し出ることができる。

(略)

3

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

第九条 前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止に準用

する。

第十条 農林水産大臣は、第七条 (前条において準用する場合を含むましくは廃止しなければならない。)の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正した日本農林

第十一条 (略)

(日本農林規格の呼称の禁止)

第十二条 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本

これに紛らわしい名称を用いてはならない。

(公聴会)

聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について、公第九条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格

- までは、日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格が2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格が
- ればならない。
 農林水産大臣は、前項の請求があったときは、公聴会を開かなけ

• 5 (略)

第三章

日本農林規格による格付等

第一節 格付

(格付)

ろにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらる者(以下「取扱業者」という。)は、農林水産省令で定めるとこ第十条 国内において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とす

農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(公聴会)

て、公聴会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案につい第十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規

- することができる。
 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格が
 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適
 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適
- | ればならない。| 3 農林水産大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなけ
- 4・5 (略)

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付

(製造業者等の行う格付)

、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物)、輸入又は販売を業とする者(以下「製造業者等」という。)は第十四条 農林物資の製造、加工(調整又は選別を含む。以下同じ。

(お付することができる。)
 (本付することができる。)
 (本付することができる。)
 (本農林規格により格付をしたことを示す農林水産で同じ。)
 (は送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産で同じ。)
 (本)
 (お)
 (お)</li

農林水産省令で定めるところにより、 による格付を行い、当該農林物資又はその包装、 \mathcal{O} 林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、 林水産省令で定めるもの 基準を内容とするものに限る。 いて日本農林規格 生産行程を管理し、 おいて農林物資の生産行程を管理し、 国内において農林物資を生産することを業とする者その他の国内 (第 又は把握している当該認証に係る農林物資に (以下「生産行程管理者」という。) は、 一条第 第三十条第二項において同じ。 項 第 ほ場、 又は把握するものとして農 号ロに掲げる事項について 工場又は事業所及び農 容器若しくは送り そ 2

状に格付の表示を付することができる

では、 で定める方式による特別な表示(以下「格付の表示」とないで日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、いて日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、いて日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その製資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その製資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その製

3 けて、 資の流通行程及び種類ごとに、 理者」という。 把握するものとして農林水産省令で定めるもの 林物資について日本農林規格による格付を行い、 農林物資の販売業者その他の農林物資の流通行程を管理し、 その流通行程を管理し、) は、 農林水産省令で定めるところにより、 又は把握している当該認定に係る農 あらかじめ登録認定機関の認定を受 (以 下 当該農林物資又は 「流通行程管 農林物 又は

示を付することができる。行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表とするものに限る。第三十条第三項において同じ。)による格付を林規格(第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準を内容

- 各号に定める検査により行うものとする。4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該
- 省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準 農林水産
- の検査
 省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程について
 二 第二条第二項第一号口に掲げる事項についての基準 農林水産
- の検査
 省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程について
 三 第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準 農林水産
- 5 以下 う。 認証に係る農林物資又はその包装、 うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、 程管理者」 示を付しておくことができる。 「認証流通行程管理者」という。) 項の認証を受けた取扱業者 第二項の認証を受けた生産行程管理者 という。 又は第 三項の (以下 容器若しくは送り状に格付の表 認証を受けた流通行程管理者(は、 「認証品質取扱業者」とい その表示を能率的に行 (以 下 「認証生産行 当該
- 6 (略)

7 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状

に掲げる基準に係るものに限る。) を付することができる。その包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第三号

各号に定める検査により行うものとする。 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該

4

第二条第三項第一号に掲げる基準 農林水産省令で定めるとこ

ろにより行う当該農林物資についての検査

ろにより行う当該農林物資の生産行程についての検査第二条第三項第二号に掲げる基準 農林水産省令で定めるとこ

ろにより行う当該農林物資の流通行程についての検査三 第二条第三項第三号に掲げる基準 農林水産省令で定めるとこ

(5) 第一項から第三項までの認定を受けた農林物資の製造業者等、生しておくことができる。

6 (略)

・ 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状

ならない。

なったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければら第三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとら第三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかといる。

8 認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四

|| 「いっぱいのでは、「いっとなっ」。 | 「いっとなっ。 人では | 「頃に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示(第二条第二 |

把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定によりの項、第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。)の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付しりです。第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。)の付項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下こ

9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、農林水産省令で定

8

規定を適用する。

当該認証流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、

前二項

める。

(小分け業者による格付の表示)

格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資(その包装、容器農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び引して自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者第十一条 国内において農林物資を小分けすることを業とする者(小

ない。 たときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければなら 三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなつ 三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなっ は、その表示が、当該農林物資に係る第一項から第 では、近には、との表示が、当該農林物資に係る第一項から第

(新設)

める。 第一項から第三項までの認定の技術的基準は、農林水産省令で定

(小分け業者による格付の表示)

三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、格付の表示(第二条第二とを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、農林第十五条(農林物資の小分けを業とする者(小分けして自ら販売する

示と同一の格付の表示を付することができる。林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農材物資とはその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農工は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を

2 前条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(輸入業者による格付の表示)

第十二条 農林物資又はその包装、 付されている当該認証 林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添 林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、 ことができる。 農林物資を輸入することを業とする者 は、 農林水産省令で定めるところにより、 に係る農林物資について、 容器若しくは送り状に格付の表示を付する 。 以 下 その輸入する当該 事業所及び農 「輸入業者」 農

と同一の格付の表示を付することができる。 物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示農林物資を含む。同条において同じ。)について、小分け後の当該農林物資を含む。同条において同じ。)について、小分け後の当該条へ四において同じ。)の付してある場合における当該条の四において同じ。)の付してある当該認定に係る農林物資(そ

前条第八項の規定は、前項の認定について準用する。

2

(輸入業者による格付の表示)

第十五条の二 この条、 より、 証明書又はその写しが添付されている当該認定に係る指定農林物資 機関の認定を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている 林物資」という。 について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装、 くは送り状に格付の表示を付することができる。 事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定 第十八条第 第十九条の十五第 の輸入業者は、 項第五号及び第十九条の二において 項に規定する指定農林物資 農林水産省令で定めるところに 容器若し 「指定農 以下

3 (略)

3

略

項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、前条第一項がう。)を受けようとする者(国内にある事業所において第十条第一の登録認証機関の登録(以下この節において単に「登録」と「登録認証機関の登録)」と「の第三十条第一項がら第三項まで、第十一条第一項がら第三項まで、第二十一条第一項又は第三十一条第一項がら第三項まで、第三十一条第一項又は第三十一条第一項とは、第二十一条第一項又は第三十一条第一項とは、第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第一項とは第二十一条第二項とは第二十一条第一項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十一条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とはは第二十二条第二項とは第二十二条第二項とは第二十二条第二列を第二十二条第二列を第二十二条第二列を第二十二条列を第二十二条第二列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二条列を第二十二を第二十二を第二十二を第二十二を第二十二十二を第二十二十二十二十二十二	(削る)	第三節 登録認証機関	第十三条 取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物質の取扱い等の方法が日本農林規格(第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示(以下「適合の表示」という。)を付することができる。という。)を付することができる。	第二節 適合の表示	4 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。
又は第十九条の四の認定(以下この節、第二十条第一項及び第二十一項から第三項まで、第十五条第一項、前条第一項、第十九条の三いう。)を受けようとする者(外国にある事業所により第十四条第(登録認定機関の登録)	第二節 登録認定機関	(新設)	(新設)	(新設)	4 第十四条第八項の規定は、第一項の認定について準用する。

農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、
第一項において単に「認証」という。)を行おうとする者に限る。
三条第一項の認証(以下この節、第六十五条第一項及び第六十六条

(欠格条項)

できない。 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることが

なった日から一年を経過しない者 処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなく この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に

一 第二十六条第一項から第三項まで又は第三十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しの日から一においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しの日から一においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しの日から一においては、その取消しの日から第三項まで又は第三十五条第一項から第

て、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付し除く。)は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定条の二第一項において単に「認定」という。)を行おうとする者を

(欠格条項)

ができない。第十七条 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けること

ことのなくなつた日から一年を経過しないもの以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受ける一、その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金

から一年を経過しない法人から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しのから第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの一 第十七条の十二第一項から第三項まで又は第十九条の九第一

に該当する者があるもの 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれか

(登録の基準)

| 対る。 | この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定性の全でに適合しているときは、その登録をしなければならない。| 件の全でに適合しているときは、その登録をしなければならない。 | が次に掲げる要用十六条 | 農林水産大臣は、第十四条第一項の規定により登録を申請 | 第

方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合するものであった関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の一国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関

取扱いを業とする者をいう。 林物資の取扱業者、 て農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)、外国流通行 国において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとし (外国において農林物資を生産することを業とする者その他の外 登録申請者が、 外国取扱業者 被認証事業者 (外国において農林物資の生産、 生産行程管理者、 以下同じ。 (当該登録申請者の申請に係る農 流通行程管理者、 外国生産行程管理者 販売その他の 小分け業

日から一年を経過しないものがその業務を行う役員となつているの取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しのから第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にそから第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にそ

(登録の基準)

場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定めるべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この申請した者(以下「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のす第十七条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項の規定により登録を

う機関に関する基準に適合する法人であること。 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行

当該農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するも することを業とする者をいう。 程管理者、 のとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)、外国 に輸出される農林物資を外国において製造し、 登録申請者が、その申請に係る農林物資の製造業者等、 (本邦に輸出される農林物資の外国における生産業者その他 流通行程管理者、 小分け業者、 以下同じ。)、 外国製造業者等 加工し、 外国生産行程管理 又は輸出 生産行 (本邦

次のいずれかに該当するものでないこと。 大のいずれかに該当するものでないこと。 次のいずれかに該当するものでないこと。 次のいずれかに該当するものでないこと。 次のいずれかに該当するものでないこと。 次のいずれかに該当するものでないこと。 次のいずれかに該当するものでないこと。

十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、被認証事業者

の割合が二分の一を超えていること。
去二年間に被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。)
五一登録申請者の役員に占める被認証事業者の役員又は職員(過

役員又は職員であった者を含む。)であること。、被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の八登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が

登録は、次に掲げる事項を登録認証機関登録台帳に記載して行う

2

(略)

その代表者の氏名 この代表者の氏名 この代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

流通行程管理者(本邦に輸出される農林物資の輸出業者その他の 当該農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。) 又は外国小分け業者(本邦に輸出される農林物資を外国において小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。) をいう。以下同じ。) 又は外国において中分けることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とするものとして次のいずれかに該当するものとして次のいずれかに該当するものとして次のいずれかに該当するものとして次のいずれかに該当するものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

。)の割合が二分の一を超えていること。 去二年間に当該被認定事業者の役員又は職員であつた者を含むロ 登録申請者の役員に占める被認定事業者の役員又は職員(過

た者を含む。)であること。 は職員(過去二年間に当該被認定事業者の役員又は職員であつい 登録申請者の代表権を有する役員が、被認定事業者の役員又

登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

2

(略)

登録認定機関の名称及び住所

い等の方法の区分

四 登録認証機関が認証を行う区域及び認証を行う登録認証機関の

事業所の所在地

る事項を公示しなければならない。 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げ

(登録の更新)

を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 第十七条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新

2 (略)

4 (略)

まらな、。 り登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければ満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定による 農林水産大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の

(承継)

三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の

事業所の所在地

3

掲げる事項を公示しなければならない。 農林水産大臣は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、前項に

(登録の更新)

更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。第十七条の三 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその

2 (略)

後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対以下「登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(

4 (略)

(承継

第十八条 業の全部を承継させるものに限る。 法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業 は 登録認証機関について相続、 全部を譲り受けた者又は相続人 その者。 その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したとき 登録認証機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、 第四十六条第 一項において同じ。) 合併若しくは分割 (相続人が二人以上ある場合におい)があったときは、その事業の (当該登録に係る事 合併後存続する 又は

なければならない。 、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく

全部を承継した法人は、

その登録認証機関の地位を承継する。

2

認証に関する業務の実施)

合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務を行りればならない。 当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わな当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わな

る事項を農林水産大臣に報告しなければならない。た被認証事業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める登録認証機関は、農林水産省令で定めるところにより、認証をし

なければならない。

第十七条の四一登録認定機関の地位を承継する。

マは登録認定機関について合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全の上た法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人では合併によりである。

出なければならない。
く、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届けく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届ける。前項の規定により登録認定機関の地位を承継した法人は、遅滞な

、認定に関する業務の実施)

わなければならない。 合する方法により認定、その取消しその他の認定に関する業務を行2 登録認定機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適

る事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
た被認定事業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める登録認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、認定をし

(事業所の変更の届出)

を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに 第二十条 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所在地

農林水産大臣に届け出なければならない。

を公示しなければならない。
ときは、遅滞なく、その旨を会がある。

(業務規程)

前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようにおいて「業務規程」という。)を定め、認証に関する業務の開始第二十一条「登録認証機関は、認証に関する業務に関する規程(次項」は

の他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。2 業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法そ

とするときも、

同様とする

(業務の休廃止)

を農林水産大臣に届け出なければならない。
により、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところ第二十二条
登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休

を公示しなければならない。 を公示しなければならない。 とときは、遅滞なく、その旨

(事業所の変更の届出)

在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前ま第十七条の六 登録認定機関は、認定に関する業務を行う事業所の所

農林水産大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨でに、農林水産大臣に届け出なければならない。

2

を公示しなければならない

(業務規程)

下「業務規程」という。)を定め、認定に関する業務の開始前に、第十七条の七 登録認定機関は、認定に関する業務に関する規程(以

農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする

ときも、同様とする。

の他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。2 業務規程には、認定の実施方法、認定に関する料金の算定方法そ

(業務の休廃止)

旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

ろにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その

休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるとこ第十七条の八 登録認定機関は、認定に関する業務の全部又は一部を

| を公示しなければならない。 | 2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

財務諸表等」という。 をいう。 録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。 れる記録であって、 式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作ら に事業報告書(これらのものが電磁的記録 業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び ればならない。 以下同じ。)で作成され、 登録認証機関は、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの)

を

作成し、 毎事業年度経過後三月以内に、 五年間事業所に備えて置かなけ 又はその作成に代えて電磁的記 (電子的方式、磁気的方 その事 以下「

おなければならない。 号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二

閲覧又は謄写の請求 - 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の

二 (略)

表示したものの閲覧又は謄写の請求電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により二財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該

あって農林水産省令で定めるものをいう。)により提供すること理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の九 のをいう。以下同じ。)で作成され、 られる記録であつて、 びに事業報告書(これらのものが電磁的記録 事業年度の財産目録、 記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。 方式その他の人の知覚に<u>よつては</u>認識することができない方式で作 「財務諸表等」という。 ればならない。 登録認定機関は、 電子計算機による情報処理の用に供されるも 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並)を作成し、 毎事業年度経過後三月以内に、 五年間事業所に備えて置かな 又はその作成に代えて電磁的 (電子的方式) 磁気的 以下

二 (略)

表示したものの閲覧又は謄写の請求電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該

あつて農林水産省令で定めるものをいう。)により提供すること理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処

の請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

ずることができる。
対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命いずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に第二十四条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号の

(改善命令)

(登録の取消し等)

- 第十七米、第二十条第一頁、第二十十条第一頁、第二十二条第一関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に2 農林水産大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当する
- 一項、第二十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。 第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第

の請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

とを命ずることができる。 機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきこ 各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定第十七条の十 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の二第一項

(改善命令)

改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 に関する業務を行うべきこと又は認定の方法その他の業務の方法の定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定第十七条の十一 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の五の規

(登録の取消し等)

らない。
ずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければな第十七条の十二 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条各号のい

関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に2農林水産大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当する

十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は次条の規定に違反し一第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第

三・四 (略)

継続してその認証に関する業務を停止したときは、その登録を取りもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過して3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認証機関が 3

4~6 (略)

消すことができる。

(帳簿の記載)

記載し、これを保存しなければならない。 | 転簿を備え、認証に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を| 第二十七条 登録認証機関は、農林水産省令で定めるところにより、 | 気

(秘密保持義務)

し、又は自己の利益のために使用してはならない。の者であった者は、認証に関する業務に関して知り得た秘密を漏ら第二十八条 登録認証機関若しくはその役員若しくは職員又はこれら

(日本農林規格登録認証機関という名称の使用の禁止)

登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機関とまれる登記記札里でしていませんりです」

一十九条

たとき。

三•四 (略)

4~6 (略)

(帳簿の記載)

項を記載し、これを保存しなければならない。 り、帳簿を備え、認定に関する業務に関し農林水産省令で定める事第十七条の十三 登録認定機関は、農林水産省令で定めるところによ

(秘密保持義務)

第十七条の十四

、又は自己の利益のために使用してはならない。者であつた者は、認定に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし

登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれらの

(日本農林規格登録認定機関という名称の使用の禁止)

第十七条の十五 登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機

称を用いてはならない。その登録した農林物資の取扱い等の方法以 は、 外の農林物資の取扱い等の方法についても 登録認証機関は、 日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名 その登録した農林物資以外の農林物資について 同様とする。

いう名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第四節 外国における格付

(削る)

(削る)

関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 は、 称を用いてはならない。 登録認定機関は、 日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名 その登録した農林物資以外の農林物資について

(新設)

第三節 格付の表示の保護

(格付の表示の禁止)

第十八条 何人も、 農林物資又はその包装、 容器若しくは送り状に格

限りでない。

付の表示を付してはならない。

ただし、次に掲げる場合には、

の包装、 に基づき、 づき、その製造、 農林物資の生産行程管理者が第十四条第二項又は第五項の規定 農林物資の製造業者等が第十四条第一 容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又は 加工、輸入若しくは販売に係る農林物資又はそ 項又は第五項の規定に基

その包装 に基づき、 農林物資の流通行程管理者が第十四条第三項又は第五項の規定 その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又は 容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

その包装、

容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

- 22 -

け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の四 農林物資の小分け業者が第十五条第一項の規定に基づき、小分

五 指定農林物資の輸入業者が第十五条の二第一項の規定に基づき表示を付する場合

、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り五、指定農林物資の輸入業者が第十五条の二第一項の規定に基づき

状に格付の表示を付する場合

工若しくは輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りにおいて準用する第十四条第五項の規定に基づき、その製造、加外国製造業者等が第十九条の三第一項又は第十九条の六第一項

ては送り状に格付の表示を付する場合 一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その生産 一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その生産 状に格付の表示を付する場合

する場合

| する場合
| 対国小分け業者が第十九条の四の規定に基づき、小分け後の当人

示と紛らわしい表示を付してはならない。 2 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表

(削る)

(削る)

(包装材料等の再使用の制限)

表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材第十九条 格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の

料又は容器として使用してはならない。

(改善命令等)

第十九条の二 項まで又は第五項の規定による格付の表示を含む。 生産行程管理者又は認定流通行程管理者の行う同条第一 管理者」 項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者 物資の製造業者等 通行程管理者、 認めるときは、 条第一項から第三項までの規定による格付(認定製造業者等、 流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」という。 ことができる。 めてその改善を命じ という。 項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下 という。 項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業 という。 農林水産大臣は、 の行う同項の規定による格付の表示又は第十五条の一 の行う同項の規定による格付の表示が適当でないと 認定小分け業者又は認定輸入業者に対し 当該認定製造業者等 (以下「認定製造業者等」という。 若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の 又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずる 第十四条第一項の認定を受けた農林 認定生產行程管理者 (以 下 「認定小分け業者 「認定生産行程 第十五条第 項から第三) の行う同 同条第一 期間を定 認定流 認定

(削る)

(格付)

扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行 じめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その取り 国にあるほ場、 を付することができる。 当該農林物資又はその包装、 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、 工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、 容器若しくは送り状に格付の表示 あらか 外

- 行程を管理し、 日 じめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その生産 国にあるほ場、 しくは送り状に格付の表示を付することができる。 本農林規格による格付を行い、 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、 工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、 又は把握している当該認証に係る農林物資について 当該農林物資又はその包装、 あらか 容器 外 2
- 3 録 林物資の流通行程及び種類ごとに、 表示を付することができる。 している当該認証に係る農林物資につ 外国認証機関の認証を受けて、 外国流通行程管理者は、 当該農林物資又はその包装、 農林水産省令で定めるところにより、 その流通行程を管理し、 あらかじめ登録認証機関又は登 容器若しくは送り状に格付の いて日本農林規格による格付 又は把握 農

第四節 外国における格付

(外国製造業者等の行う格付)

第十九条の三 り、 林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しく じめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造 は送り状に格付の表示を付することができる。 加工し、 外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、 外国製造業者等は、 又は輸出する当該認定に係る農林物資について日本農 農林水産省令で定めるところによ あらか

- 管理し、 林規格による格付を行い、 録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を 国にあるほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登 のに限る。 は送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るも 外国生産行程管理者は、 又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農)を付することができる。 当該農林物資又はその包装、 農林水産省令で定めるところにより、 容器若しく
- 3 表示 林物資の流通行程及び種類ごとに、 録外国認定機関の認定を受けて、 を行い、 している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付 外国流通行程管理者は、 (第 当該農林物資又はその包装、 一条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。 農林水産省令で定めるところにより、 その流通行程を管理し、 あらかじめ登録認定機関又は登 容器若しくは送り状に格付の 又は把握

4

5 定は第 証を受けた外国生産行程管理者 取扱業者 という。)及び認証外国流通行程管理者について、 第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国 項から第一 (以 下 「認証品質外国取扱業者」 一項までの認証につい (以下「認証外国生産行程管理者」 という。 それぞれ準用する。 同条第九項の規 第 一項の認

第三十条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「の場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六

(外国小分け業者による格付の表示)

ある当該認証に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示の付して、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認第三十一条 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより

することができる。

新設

新設

て準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

(外国小分け業者による格付の表示)

てある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付しり、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録第十九条の四 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところによ

付の表示を付することができる。の包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はそ

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(削る)

格付の表示を付することができる。その包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又は

新設)

(格付の表示の禁止)

第十九条の五 業者(以下「認定外国小分け業者」という。)は、 らわしい表示を付してはならない。 物資又はその包装、 第六号から第九号までに掲げる場合を除き、 国流通行程管理者」という。 た外国生産行程管理者(以下「認定外国生産行程管理者」という。 以下「認定外国製造業者等」という。 同条第三項の認定を受けた外国流通行程管理者 第十九条の三第一項の認定を受けた外国製造業者等 容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛 又は前条の認定を受けた外国小分け 同条第二項の認定を受け 本邦に輸出される農林 第十八条第一項 (以下「認定外

(準用)

(削る)

2 第十九条の六 造業者等、 ついて準用する。 第十四条第八項の規定は とあるのは、 及び同条第五項から第七項までの規定中「第一項から第三項ま 認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者に 第十四条第四項から第七項までの規定は、 この場合において、 「第十九条の三」と読み替えるものとする。 第十九条の三又は第十九条の四の認定 同条第四項中 前 認定外国製 |項」とあ

、認証品質外国取扱業者等の公示)

第三十二条

農林水産大臣は、

第十九条第三項

(第三十六条において

条第一 製造業者等、 認定小分け業者」という。 同条又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項」と 若しくは認定外国流通行程管理者の行う第十九条の三」と、 まで」とあるのは 若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者 林物資の生産行程管理者 以下「認定製造業者等」という。 条の二中「第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等 物資」とあるのは 分け業者の行う第十九条の四」と、 「認定流通行程管理者」という。 第十五条第 「命ずる」とあるのは 項から第三項まで又は第五項」 認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者の行う 認定生産行程管理者又は認定流通行程管理者の行う同 項の認定を受けた農林物資の小分け業者 「再び、 「認定外国製造業者等、 (以 下 本邦に輸出される農林物資」と、 「請求する」と読み替えるものとする。 の行う同項」とあるのは 「認定生産行程管理者」という。)の行う同条第一項から第三項

とあるのは

「認定外国製造業

3

第十九条及び第十九条の二の規定は、

認定外国流通行程管理者又は認定外国小分け

認定外国製造業者等、

認定

について準用する。

業者について準用する。 外国生産行程管理者、

この場合において、

第十九条中

「再び農林

第十九

同条第二項の認定を受けた農

(外国製造業者等の公示)

第十九条の七 農林水産大臣は、 第十七条の五第三項 (第十九条の十

「命じ」とあるのは

「請求し」

「認定外国

以下

「認定

認定外国生産行程管理者

以

V) 準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、 分け業者 住所その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならな 当該報告に係る認証品質外国取扱業者 認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小 (以 下 「認証外国小分け業者」という。) 認証外国生産行程管理 の氏名又は名称 遅滞な

第五節 外国における適合の表示

第三十三条 外国取扱業者は、 農林水産省令で定めるところにより、

農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、 又は登録外国認証機関の認証を受けて、 その農林物資の取扱い等に あらかじめ登録認証機関

関する広告等に適合の表示を付することができる。

第十条第九項の規定は 前項の認証について準用する。

2

第六節 登録外国認証機関

(削る)

(登録外国認証機関の登録)

第三十四条 録」という。)を受けようとする者 登録外国認証機関の登録 第三十一条第一項又は前条第一項の (外国にある事業所において第 (以下この節において単に「登

三十条第一項から第三項まで、

の他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。 において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは 外国流通行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称、 遅滞なく、 当該報告に係る外国製造業者等、 外国生産行程管理者 住所そ

(新設

(新設

第五節 登録外国認定機関

(登録外国認定機関の登録)

第十九条の八 登録」という。 十九条の三又は第十九条の四の認定 登録外国認定機関の登録)を受けようとする者 (以下この節において単に「認 (外国にある事業所により第 (以下この節において単に「

納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。今で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を者に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省認証(以下この節において単に「認証」という。)を行おうとする

(登録の取消し等)

- 証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認 2 農林水産大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当 2
- 規定に違反したとき。第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十七条の次条において準用する第十九条、第二十条第一項、第二十一条
- | 各号の規定による請求を拒んだとき。| 正当な理由がないのに次条において準用する第二十三条第二項
- 請求に応じなかったとき。 次条において準用する第二十四条又は第二十五条の規定による

四 (略)

外国認証機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告又は五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録

をしなければならない。
て政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案し定」という。)を行おうとする者に限る。)は、農林水産省令で定

(登録の取消し等)

用する第十七条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登第十九条の九 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次条において準

録を取り消さなければならない。

- 定に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができるするときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認まるときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認農林水産大臣は、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当
- は第十七条の十三の規定に違反したとき。十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の八第一項、第十七条の六第一項、第一次条において準用する第十七条の五、第十七条の六第一項、第
- 項各号の規定による請求を拒んだとき。 正当な理由がないのに次条において準用する第十七条の九第二

四 (略)

国認定機関に対しその認定に関する業務に関し必要な報告又は帳五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外

件の提出がされたとき。若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物に簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告

、農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その代付についての検査をさせ、又は登録外国認証機関若しくはその代付についての検査をさせ、又は登録外国認証機関若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、とはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされてとき。

七 (略)

とができる。 関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこ 関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこ 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機 の

- は、当該検査を受ける登録外国認証機関の負担とする。4 第二項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)

請求に応じなかったとき

の提出がされたとき。しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若

に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。 とかして答弁がされず、若しくは忌避され、又はその質問についての検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人についての検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人についての検査をさせ、又は登録外国認定機関の事務所、事業所又は倉庫に 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職

(略)

七

- とができる。関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこると機が水の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこる。農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認定機
- は、当該検査を受ける登録外国認定機関の負担とする。4 第二項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)

(準用)

第三十六条 のは 機関について準用する。 第三十五条第一項から第三項まで」と、 六条第四項から第六項まで及び第二十七条の規定は、 一週間前」 - 第三十五条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。 第三十四条」と、 とあり、 「請求する」と、 と 第十四条第二項、 及び第十六条第 同条第六項中 第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とある 第二十六条第四項中 この場合において、 第十五条から第二十五条まで、 一項中「第十四条第一項」とあるのは 「第一項から第三項まで」とあるの 「一週間前」とあるのは 前三項」とあるのは 第十四条第二項中 登録外国認証 第二十 前 は

(準用)

第十九条の十 条の二第 項から第三項まで」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、 第十七条の十二 とあるのは「第十九条の八」と、 同条第六項中 用する第十七条の五」と、 条の十一中「第十七条の五」とあるのは「第十九条の十において進 条第二項中「前項」とあるのは 第十七条の十二第四項から第六項まで及び第十七条の十三の規定は 第一 一第一項各号」とあるのは 項各号」とあるのは 登録外国認定機関について準用する。 項から第三項まで」と読み替えるものとする。 項各号」と、 一項各号」と、 第十六条第二項、 「第一項から第三項まで」とあるのは 一第四項中 命ずる」 「第十九条の十において準用する第十七条の 第十七条の一 「前三項」とあるのは 「第十九条の十において準用する第十七 「命ずる」とあるのは「請求する」と とあるのは 第十七条から第十七条の十一 「第十九条の八」と、 第十七条の十中「第十七条の二第 第一 この場合において、 項中 「請求する」 「第十九条の九第 「第十六条第 「第十九条の九 「第十七条の と 第十七 まで、 項

第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等

(新設)

(格付の表示等の禁止)

第七節

格付の表示等の保護

(削る)

- 、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。第三十七条「何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装」
- 、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状一 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基づき

に格付の表示を付する場合

- 装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合き、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包二。認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に基づ
- 装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合き、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に基づ
- 新資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場 、大学ではその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場業者」という。)が、同項の規定に基づき、小分け後の当該農林ので、第十一条第一項の認証を受けた小分け業者(以下「認証小分け
- 又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合」という。)が、同項の規定に基づき、その輸入に係る農林物資五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者(以下「認証輸入業者
- 認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五項に

状に格付の表示を付する場合理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りおいて準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産行程の管

の表示を付する場合
の表示を付する場合
の表示を付する場合
の表示を付する場合
の表示を付する場合
の表示を付する場合
の表示を付する場合

2

条第一 農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付 規定に基づく格付の表示の付してある農林物資 第五項において準用する場合を含む。 を含む。) に関する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、 は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資 してはならない。 何人も、 項、 第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の 第十条第一項から第三項まで若しくは第五項 第十一条第一項、 (その包装、 (第三十条 第十二 容器又

4 3

何人も、

農林物資若しくはその包装

容器若しくは送り状、

農林

物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る

試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならない。

証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

(適合の表示等の禁止)

の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付してはならない。 第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林物資

(新設

一 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者(以下「認証方法取扱の取扱を登りを表するがある。 の取扱を発展する位置等に通信の表示を作してになります。

業者」という。

が、

同項の規定に基づき

農林物資の取扱い等

二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証方に関する広告等に適合の表示を付する場合

の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合法外国取扱業者」という。)が、同項の規定に基づき、農林物資ニ 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証方

験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。
2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試

証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。 農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る 側人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等、

(改善命令等)

第三十九条 質取扱業者、 は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。 け業者又は認証輸入業者に対し、 めるときは、 しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないと認 よる格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、 農林水産大臣は、 認証生産行程管理者、 当該格付を行い 第十条第一 又は当該格付の表示を付した認証品 期間を定めてその改善を命じ 認証流通行程管理者、 項から第三項までの規定に 第十一条第一項若 認証小分

(新鉛

- 2 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適2 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適
- とができる。 理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表するこ理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表するこ 農林水産大臣は、前二項の規定による命令を受けた者が、正当な
- 4 する。 条第 項におい 程管理者、 替えるものとする。 請求する」と、 るのは 第十一条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、 前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、 項」 この場合において、 項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、 「請求する」と 「命じ」とあるのは て準用する第十条第五項の規定若しくは第一 ٢ 認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者につい 第 「命じ」 一項中 前項中 とあるのは 「第十三条第一項」とあるのは 第 「請求し」と、 項中 「命令」とあるのは 「第十条第一 請求し」 「命ずる」とあるのは بح 項から第三項まで 認証外国生産行 「請求」と読み それぞれ準用 + 命ずる」とあ 「同条第五項 「第三十三 「同条第五 条第 一項

格付の表示等の付してある農林物資の輸入)

紛らわしい表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状第四十条 輸入業者は、格付の表示若しくは適合の表示又はこれらと

(格付の表示の付してある農林物資の輸入)

おしい表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に当 第十九条の十一 農林物資の輸入業者は、格付の表示又はこれと紛ら

次に掲げる場合は、この限りでない。しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、下この条において同じ。)でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡にこれらの表示の付してある場合における当該農林物資を含む。以

- 資に付された格付の表示である場合 当該表示が認証品質外国取扱業者によりその認証に係る農林物
- 物資に付された格付の表示である場合 当該表示が認証外国生産行程管理者によりその認証に係る農林
- 物資に付された格付の表示である場合 | 一三 当該表示が認証外国流通行程管理者によりその認証に係る農林
- に付された格付の表示である場合 | 四 当該表示が認証外国小分け業者によりその認証に係る農林物資 |

(格付の表示の除去等)

第四十一条 取扱業者は、その所有する農林物資(農林水産省令で定 第四十一条 取扱業者は、その所有する農林物資(農林水産省令で定める事的として農林水産省令で定める事が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。 第四十一条 取扱業者は、その所有する農林物資(農林水産省令で定 第

- に付されたものである場合当該表示が認定外国製造業者等によりその認定に係る農林物資
- 物資に付されたものである場合当該表示が認定外国生産行程管理者によりその認定に係る農林
- 物資に付されたものである場合 当該表示が認定外国流通行程管理者によりその認定に係る農林

に付されたものである場合当該表示が認定外国小分け業者によりその認定に係る農林物資

兀

(格付の表示の除去等)

第十九条の十二 農林物資 農林規格が制定されている農林物資であつて農林水産省令で定める 表示を除去し、 として農林水産省令で定める事由が生じたときは、 を含む。)に当該日本農林規格に適合しないことが確実となる事由 容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資 ものに限る。 (第)であつて格付の表示の付してあるもの |条第|| 項第|| 号又は第|| 号に掲げる基準に係る日本 農林物資の生産業者又は販売業者は、 又は抹消しなければならない。 遅滞なく、 その所有する (その包装

2

認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、

第四十二条 限る。 録を受けて、 農林水産省令で定めるところにより、 表示を除去し 産省令で定める標章(以下 による試験等を行い 認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは 格付の表示の付してあるものであって農林水産省令で定めるものに 係る農林物資 を交付することができる。 いての基準を内容とするものに限る。 (試験等) 第四十四条第二項第二号において「試験業者」という。 第四章 第 の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行程管理者又は 節 試験等を業とする者 日本農林規格 日本農林規格による試験等 (当該農林物資又はその包装、 試験等 又は抹消しなければならない。 農林水産省令で定める事項を記載し (第二条第二項第三号に掲げる事項につ 「登録標章」という。)を付した証明書 (国内において試験等を行う者に限 以下この章において同じ。 あらかじめ農林水産大臣の登 容器若しくは送り状に 遅滞なく 農林水)は、 (新設)

(新設)

(新設

第四十三条

前

条の登録

(以下この節において単に

「登録」という。

(新設)

農林水産省令で定めるところにより、

を受けようとする者は、

(登録)

い。 手数料を納付して、 林水産省令で定める区分ごとに、 農林水産大臣は、 農林水産大臣に登録の申請をしなければならな 前項の規定による申請があった場合において、 実費を勘案して政令で定める額の

規定する基準に適合しているかどうかについて、 せることができる。 必要があると認めるときは センターに、 当該申請が次条第 必要な調査を行わ 項に

(登録の基準)

第四十四条 きは、 構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であって試験 等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合していると の試験所 その登録をしなければならない。 (試験等を行う場所をいう。 農林水産大臣は、 前条第一 項の規定による申請をした者 以下同じ。 この場合において、 が国際標準化機 登録に

関して必要な手続は、 農林水産省令で定める。

2 登録は、 次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う

登録年月日及び登録番号

名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 登録を受けた試験業者 (以 下 「登録試験業者」という。 その代表者の氏名) の 氏

登録試験業者の試験所の名称及び所在地

四 三 登録試験業者が行う試験等の方法の区分

3 農林水産大臣は、 登録をしたときは、 遅滞なく 前項各号に掲げ

フリ
(2)
車
事
項
ź.
2
<i>/</i> \
$\stackrel{\triangle}{\rightarrow}$
示
1
し
72
4
け
J-
オし
なければならない
1,4
12
79
6
72
' &
(V
0

(登録の更新)

新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更

(新設)

- | 名 | 有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力をにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日まで以下の発において「登録の更新について準用する。

有する。

、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失ったときは

(承継)

若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又

(新 設)	一項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、その登録第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四条第 「適合命令」
(新 設)	(業務の休廃止) 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実務の休廃止」 「実際の仕間で定めるところにより 「大ときは、農林水産省令で定めるところにより 「大ときは、農林水産省令で定めるところにより 「大ときは、農林水産省令で定めるところにより 「大ときは、農林水産省令で定めるところにより 「大ときない。」 「大きない。」 「大きない。 「ちない。 「たない。 「たない。 「たない。 「なない。 「なない。 「なない。 「なない。 「なない。 「ななない。 「ななななななな
(新 設)	(試験所の変更の届出) (試験所の変更の届出) を公示しなければならない。 を公示しなければならない。 を公示しなければならない。 での話験所の所在地を変更したときは でのであるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産 でのであるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産 でのであるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産 でのであるときは、遅滞なく、その旨を農林水産 でのである。 でのではないないない。 でのではないないないない。 でのである。 でのではないないないないない。 でのではないないないないないない。 でのではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
	2 前項の規定により登録試験業者の地位を承継した者は、遅滞なくる。

	、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部
	当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業者に対し
(新設)	R五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれかに該
	(登録の取消し等)
	とを命ずることができる。
	試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきこ

の停止を命ずることができる。 一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくな

ったとき。 前条の規定による命令に違反したとき。

2 るときは、 農林水産大臣は、 不正の手段により登録を受けたとき。 その期日の 前項の規定による処分に係る聴聞をしようとす 週間前までに、 行政手続法第十五条第一項

三

の規定による通知をし かつ、 聴聞の期日及び場所を公示しなけれ

ばならない。

3

4 ない。 農林水産大臣は、 前項の聴聞の期日における審理は、 第一 項の規定による処分をしたときは、 公開により行わなければなら 遅滞な

その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれら

) を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農 (登録) (登録) (登録)	第二節 外国における試験等を行い、農林水産省令で定める。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。)は、農品十五条第一項において「外国試験業者」という。)は、農品、のの第五十五条第一項において「外国試験業者」という。)は、農のの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができるの事項を記載し、	の者であった者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 (日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止) (日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止) でついては、日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止) については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らしい名称を用いてはならない。
(新 設)	(新 設)	新設)

---手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならな 林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の

(登録の取消し等)

を請求することができる。 家五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者(以下「登録外国試験業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年は、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者(以下「登第五十五条

次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかる基準に適合しなくなったとき。その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定するの試験所が次条において

ったとき。

一不正の手段により登録を受けたとき。

とは虚偽の物件の提出がされたとき。 大国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合におい要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、登録とは虚偽の物件の提出が、この法律の施行に必要な限度において、登録

る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件に職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その

その質問に対して答弁がされず、 ついての検査をさせ、 代理人、 その検査が拒まれ、 使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合に 又は登録外国試験業者若しくはその代表者 妨げられ、 若しくは虚偽の答弁がされたと 若しくは忌避され、 又は

第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 ったときは、 を請求した場合において、 年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は 農林水産大臣は、 当該登録を取り消すことができる。 前項に規定する場合のほか、 登録外国試験業者がその請求に応じなか 同項の規定により 部の停止

3 は 当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。 項第五号の検査に要する費用 (政令で定めるものに限る。

(新設)

第四十四条から第四十九条まで及び

第五十六条

第四十三条第二項、

(準用)

第五十条第二項から第四項までの規定は、

て準用する。

この場合において、

第四十三条第二項中

「前項」とあ 「第五十四

登録外国試験業者につい

及び第四十四条第

一項中

「前条第一

項」とあるのは

第四十九条中

「命ずる」とあるのは

「請求する」と、

とする。

とあるのは

「第五十五条第一項又は第二項」と読み替えるもの

十条第一

項中

「前項」

とあるのは

第五十五条第

項又は第一

週間前」

とあるのは

「二週間前」

同条第四項中

第 項 第五

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正

化

(取扱業者が守るべき表示の基準)

第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般消費 知識がよい。

2~4 (略)

5 準用する。 規定により定められた品質に関する表示の基準について、それぞれ 府令」と読み替えるものとする。 しなければ」と、 正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正を 「農林水産大臣」とあるのは 項の場合について、 第二 条第一 この場合において、 一項並びに第九条第 同条第五項中 同条第二項から第五項までの規定は第一項の 「内閣総理大臣」と、同項中「その改 同条第一 「農林水産省令」とあるのは 項、 第四項及び第五項の規定は第 項から第四項までの規定中 「内閣

(品質に関する表示の基準の遵守)

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資 (生産の第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資 (生産の第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資 (生産の第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資 (生産の第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資 (生産の業者等が守るべき基準を定めなければならない。

2~4 (略)

5 ば」と、 産大臣」とあるのは の規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する 第一項の場合について、 読み替えるものとする。 て審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなけれ この場合において、 第七条第二項並びに第十三条第 同条第五項中 「内閣総理大臣」と、 同条第一項から第四項までの規定中 同条第二項から第五項までの規定は第一項 一農林水産省令」とあるのは 項、 第四項及び第五項の規定は 同項中「その改正につ 「内閣府令」と 「農林水

(品質に関する表示の基準の遵守)

示をしなければならない。
する表示の基準に従い、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表第六十条 取扱業者は、前条第一項の規定により定められた品質に関

(表示に関する指示等)

旨の指示をすることができる。 は、内閣総理大臣)は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき 林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法について 林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法について 大田、内閣総理大臣又は農 第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する

-・二 (略)

質に関する表示をしなければならない。れた品質に関する表示の基準に従い、飲食料品以外の農林物資の品第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項の規定により定めら

(表示に関する指示等)

準を守るべき旨の指示をすることができる。 大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理第十九条の十四 第十九条の十三第一項の規定により定められた品質

一・二 (略)

2 (略)	2 (略)
	により流通される他の農林物資
(新設)	三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程
	により生産される他の農林物資
(新設)	二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程
	林物資
(新設)	一 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農
れと紛らわしい表示を付してはならない。	
ない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこ	い表示を付してはならない。
若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されてい	示が付されていない場合には、当該名称の表示又はこれと紛らわし
資」という。) については、当該指定農林物資又はその包装、容器	その包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表
ると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物	下「指定農林物資」という。)については、当該指定農林物資又は
おそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であ	が特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの (以
ており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずる	い支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ること
とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられ	いても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著し
において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法	られている農林物資であって、当該名称が次に掲げる農林物資につ
本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格	項についての基準を内容とするものに限る。) において名称が定め
第十九条の十五 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日	第六十三条 何人も、日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げる事
(指定農林物資に係る名称の表示)	(指定農林物資に係る名称の表示)
第十九条の十四の二(略)	第六十二条(略)
請することができる。	請することができる。

3 輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示の輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらが当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらが当該農林物資とはその包装、容器若しくは送り状に付されておらが当該農林物資と係る日本農林規格による格付の表示列してはならない。

第六十四条(略)

第六章 雑則

(立入検査等)

け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分質、農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証品

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格によるのために陳列してはならない。 でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売せ。) でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をしくは送り状に付まがよいて定める名称の表示なれておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示ない。

第十九条の十六(略

第六章 雑則

立入検査等

第二十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 は従業員その他の関係者に質問させることができる。 等、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者 の事務所、事業所若しくは信庫その他の場所に立ち入り、認定に関 の事務所、事業所若しくは信庫その他の場所に立ち入り、認定に関 する業務の状況若しくは長 の事務に関し必要な報告若しくは帳 の事務に関し必要な報告若しくは帳 の事務に関し必要な報告若しくは帳 の事務に関し必要な報告若しくは帳 の事務に関し必要な報告若しくは帳 の事務に関しる事務に関して関係の

業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製

む。 ことができる。 他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させる 所に立ち入り、格付若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係 の者のほ場、 その事業に関して関係のある事業者に対し、 物資の取扱業者、 る名称の表示の状況若しくは農林物資、 示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告若しく 以下この項及び次条第二項において同じ。)若しくは適合の表 書類その他の物件の提出を求め、 工場、 販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者と 店舗、 事務所、 事業所若しくは倉庫その他の場 その原料、 又はその職員に、これら 格付 (格付の表示を含 帳簿、 書類その

験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試

書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、

、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験

対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類そのの取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に関の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理

に対し、 きる。 その他の場所に立ち入り、 を検査させ、 表示の状況若しくは農林物資、 に、これらの者の工場、 報告若しくは帳簿、 いて同じ。) 若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必 輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者 格付 若しくは従業員その他の関係者に質問させることがで (格付の表示を含む。 書類その他の物件の提出を求め、 ほ場、 格付若しくは指定農林物資に係る名称の その原料、 店舗、 以下この項及び次条第一 事務所、 帳簿、 事業所若しくは倉庫 書類その他の物件 又はその職員 一項にお 要な

(新設)

3 + 農林物資の製造業者等若しくはその者とその事業に関して関係のあ 総理大臣) 令 る事業者に対し、 内閣総理大臣又は農林水産大臣 二第 農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、 | 項の規定により品質に関する表示の基準が定められている は、 この法律の施行に必要な限度において、 品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿 (第十九条の十四第 項の 第十九 い内閣府 内閣

ることができる。
の他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させ質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類そ質に関する表示の状況若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場

、別の表に見りませた。 5 農林水産大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において

場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類は場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿

示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分をせることができる。

その他の物件を検査させ、

若しくは従業者その他の関係者に質問さ

犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 7 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の権限は、

に通知するものとする。 したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣8 次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で行使8

·二 (略)

(センターによる立入検査等)

(新設)

示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。前三項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を

4

したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣6 次の各号に掲げる大臣は、第三項の規定による権限を単独で行使犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第一項から第三項までの規定による立入検査又は質問の権限は、

一・二 (略)

に通知するものとする。

(センターによる立入検査等)

第六十六条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要がある第六十六条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要がある

法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸配流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方ときは、センターに、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認 2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認める 2

、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場

させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査格付若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の

務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫そときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業ときは、センターに、登録試験業者とれて必要があると認める

書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問さの他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、

せることができる。

は質問を行わせることができる場合において必要があると認めると4 農林水産大臣は、前条第四項の規定によりその職員に立入検査又

第二十条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があまったのであるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫を記めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関ではることができる。

ュ 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認める 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認める。

(新設)

は質問を行わせることができる場合において必要があると認めると3 農林水産大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査又

業に関して関係のある事業者のほ場、 きは、 従業者その他の関係者に質問させることができる。 又は倉庫その他の場所に立ち入り、 示の基準が定められて センターに、 その原料、 第五十九条第一項の規定により品質に関する表 いる農林物資の取扱業者又はその者とその事 帳簿、 書類その他の物件を検査させ、又は 品質に関する表示の状況若しく 工場、 店舗、 事務所、 事業所

5 関する業務の状況若しくは帳簿 者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、 は従業者その他の関係者に質問させることができる。 農林水産大臣は、 事務所、 センターに、 事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、 前条第五項の場合において必要があると認める 第六十八条第 書類その他の物件を検査させ、 項の表示を行った者又はその 工場、 店舗 その表示に 試験 又

するものとする。 期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の6 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又は質 4

ろにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。よる立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるとこて、センターは、前項の指示に従って第一項から第五項までの規定に

総理大臣に通知するものとする。 前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣8 農林水産大臣は、第四項の規定による立入検査又は質問について

9 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問については

せ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。 況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査さ、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状きは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所

(新設)

するものとする。 期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の規定によりセンターに立入検査又は質

ろにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。よる立入検査又は質問を行つたときは、農林水産省令で定めるとこ5 センターは、前項の指示に従つて第一項から第三項までの規定に

総理大臣に通知するものとする。 前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣6 農林水産大臣は、第三項の規定による立入検査又は質問について

7 第一項から第三項までの規定による立入検査又は質問については

前条第六項及び第七項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第六十七条 と認めるときは、 る立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要がある 農林水産大臣は、前条第一項から第五項までの規定によ センターに対し、 当該業務に関し必要な命令をす

ることができる。

前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第 ると認めるときは、 することができる。 よる立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があ 一十条の三農林水産大臣は、 センターに対し、 前条第一項から第三項までの規定に 当該業務に関し必要な命令を

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条

農林水産大臣は、

事実に相違して日本農林規格に定める

基準に適合している旨の表示が行われている場合において、 放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対す これを

障を及ぼすおそれがあると認めるときは、 る信頼を損なうおそれがあるなど、 日本農林規格の利用に著しい支 当該表示を行った者に対

必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 表することができる。 由 がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、 農林水産大臣は、 前項の規定による指示を受けた者が、 その旨を公 正当な理

(農林水産大臣に対する申出

第六十九条 ことを求めることができる。 続に従い、 その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべき 何人も、次に掲げる場合には、 農林水産省令で定める手

(新設

(農林水産大臣に対する申出

第 ことを求めることができる。 続に従い、 一十一条 その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべき 何人も、 次に掲げる場合には、 農林水産省令で定める手

は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)又格付の表示を付された農林物資(その包装、容器又は送り状に

| 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格

に適合しないと認めるとき。

適合しないと認めるとき

三 (略)

四 事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の

があると認めるとき。れがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれ格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそ表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規

九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条に規定する措置調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三十2 農林水産大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な

その他の適切な措置をとらなければならない。

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

又は農林水産大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適正でない閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内第七十条 何人も、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示が適

認めるとき。 格付の表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと

(新設)

二 (略)

(新設)

十九条の十五及び第十九条の十六に規定する措置その他の適切な措条の二(第十九条の六第三項において準用する場合を含む。)、第調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九2 農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

置をとらなければならない。

理大臣又は農林水産大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適正は、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき第二十一条の二 何人も、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表

(要な事項は、農林水産省令(第五十九条第一項の規定により定めら第七十五条。この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必
	の委任)
第二十一条の三~第二十三条(略)	第七十二条~第七十四条 (略)
	及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、2 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する啓発
	普及に努めなければならない。 日本農材規格の活用が図られるよう。日本農材規格に関する制度の
(新設)	及びセンターは、取扱業
	(日本農林規格の活用を図るための施策)
他の適切な措置をとらなければならない。	な措置をとらなければならない。
るときは、第十九条の十三及び第十九条の十四に規定する措置その	るときは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その他の適切
たときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認め	たときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認め
2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があつ	2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があっ
求めることができる。	ができる。
臣。次項において同じ。)に申し出て適切な措置をとるべきことを	おいて同じ。)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めること
める表示の方法のみに係るものである場合にあつては、内閣総理大	方法のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項に
でないことが第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定	ことが第六十一条第一項の为閣府令・農林水産省令で定める表示の

(新設)	十 第五十八条の規定に違反した者
(新設)	九 第五十七条の規定に違反した者
七 第十九条の十二の規定に違反した者	八 第四十一条第一項の規定に違反した者
六 第十九条の十一の規定に違反した者	七 第四十条の規定に違反した者
	の表示の除去又は抹消の命令に違反した者
(新設)	六 第三十九条第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合
生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者	
六項又は第七項の規定に違反した認定外国製造業者等、認定外国	
五 本邦において第十九条の六第一項において準用する第十四条第	五 第三十八条の規定に違反した者
四第十九条の規定に違反した者	(削る)
三 第十八条の規定に違反した者	四 第三十七条の規定に違反した者
	行程管理者又は認証外国流通行程管理者
	は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産
(新設)	三 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又
二 第十四条第六項又は第七項の規定に違反した者	二 第十条第六項又は第七項の規定に違反した者
一 第十二条の規定に違反した者	一 第八条の規定に違反した者
は百万円以下の罰金に処する。	は百万円以下の罰金に処する。
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又	第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又
69十 3	第十 章 三
	農林水産省令)で定める。
	れた品質に関する表示の基準に関するものについては、内閣府令・

-- 第六十一条第三項の規定による命令に違反した者

第六十四条の規定による処分に違反した者

百万円以下の罰金に処する。 「フはその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は 録試験業者(これらの者が法人である場合にあっては、その代表者 録試験業者(これらの者が法人である場合にあっては、その代表者 の代表者

者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した第七十八条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職務

金に処する。 第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰

第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反した者

(削る)

(削る)

から第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避しをし、又は同条第一項から第五項まで若しくは第六十六条第一項件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出「一第六十五条第一項から第五項までの規定による報告若しくは物

八 第十九条の十四第三項の規定による命令に違反した者

(新設)

。その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するには、その違反行為をした登録認定機関の代表者、代理人、使用人第二十五条(第十七条の十二第二項の規定による命令に違反した場合

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年第二十六条(第十七条の十四の規定に違反して、その職務に関して知

金に処する。第二十七条、次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰

第十七条の十五第一項の規定に違反した者

第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に

違反した者

三 第十九条の十六の規定による処分に違反した者

から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第一項から第三項まで若しくは第二十条の二第一項の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出を図り第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件

は虚偽の答弁をした者 若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しく

第八十条 その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては

の者が法人である場合にあっては、 その代表者)又はその代理人、

使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

たとき 第十九条第三項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をし

したとき 第二十二条第 一項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出を

又は帳簿を保存しなかったとき 第二十七条の規定による帳簿の記載をせず、 虚偽の記載をし、

兀 一十九条第 一項又は第五十二条第二項の規定に違反したとき

第八十一条 その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為 は管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 定める罰金刑を、 をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に めのあるものを含む。以下この項において同じ。 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定 その人に対して各本条の罰金刑を科する。)の代表者若しく

第七十六条 (第四号から第六号まで 第九号、 第十一号及び第

第二十四条

(第八号に係る部分に限る。)

は虚偽の答弁をした者 若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、

第二十八条 為をした登録認定機関の代表者、 五十万円以下の罰金に処する。 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、 代理人、使用人その他の従業者は · その行

をしたとき 第十七条の五第三項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告

をしたとき。 第十七条の八第 一項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出

三 第十七条の十三の規定による帳簿の記載をせず、 又は帳簿を保存しなかつたとき。 虚偽の記載を

兀 第十七条の十五第二項の規定に違反したとき。

第一 は管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 めのあるものを含む。以下この項において同じ。 をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為 定める罰金刑を、 二十九条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定 その人に対して各本条の罰金刑を科する。)の代表者若しく 一億円以下の罰金

求を拒んだ者 ・	番 でした。 四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした をした。 四十八条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項又は第 一 第十 料に処する。 料に処する。 料に処する。 料に処する。 料に処する。 料に処する。 料に処する。 料に処する。 おりょう おりょう おりょう おいま かいがい がいい がいい がいしょう おいしょう おいしょう おいしょう かい がい がい かい がい がい かい	- 違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 - 違反行:第八十二条 第六十七条の規定による命令に違反した場合には、その 第三十条	(略) 2 (十二号に係る部分を除く。)、第七十七条又は前二条(各本条の二二)第七十六条(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第二十二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑 刑
請求を拒んだ者載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定によるず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記第十七条の九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置か	をした者 第十七条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出料に処する。 三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過	違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。三十条 第二十条の三の規定による命令に違反した場合には、その	(略)	二条 各本条の罰金刑二 第二十四条(第八号に係る部分を除く。)、第二十五条又は前刑

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)(第二条関係)
米関

二~八 (略)	二~八(略)
	六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問十五条第一項第五号の規定による検査及び質問並びに同法第六十
一農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十	一日本農林規格等に関する法律第三十五条第二項第六号及び第五
2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。	2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。
五~十一(略)	五~十一 (略)
	事業の適正な実施に必要な能力に関する評価及び指導を行うこと
	の他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの
	百七十五号)第二条第二項第三号に規定する試験等をいう。)そ
関する技術上の調査及び指導を行うこと。	又は試験等(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第
四 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に	四 日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証
一~三(略)	一~三(略)
。 第一条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う	。
務の範囲) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	務の範囲)
現行	改正案

○ 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)(附則第九条関係)	(傍線の部分は改正部分)
改 正 案	現
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「工業標準化」とは、次に掲げる事項を全	第二条 この法律において「工業標準化」とは、次に掲げる事項を全
国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工	国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工
業標準化のための基準をいう。	業標準化のための基準をいう。
一鉱工業品(医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び日本農林規格等	一鉱工業品(医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格
に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による農林物資	化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による農林
を除く。以下同じ。)の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、	物資を除く。以下同じ。)の種類、型式、形状、寸法、構造、装
品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度	備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
	コートーへ(各)

○ 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)(附則第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

五~八(略)	四 日本農林規格等に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五号一〜三 (略)	別表(第二条関係)	改正案
五~八 (略) 五号)	四 農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十一〜三 (略)	別表(第二条関係)	現

食品表示法 (平成二十五年法律第七十号) (附則第九条関係)

 \bigcirc

傍線の部分は改正部分)

改 正

案

な役割を果たしていることに鑑み、 の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要 目的 条 この法律は、 食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性 販売(不特定又は多数の者に対 第

第

もに、食品衛生法 る表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることによ その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとと (昭和二十二年法律第二百三十三号) 、健康増進

する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関す

康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者 昭和二十五年法律第百七十五号)による措置と相まって、 (平成十四年法律第百三号)及び日本農林規格等に関する法律 国民の健

需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(目的)

現

行

費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする 法 り、 の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消 律 する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関す もに、食品衛生法 る表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることによ な役割を果たしていることに鑑み、 の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要 条 この法律は、 (平成十四年法律第百三号) 及び農林物資の規格化等に関する法 (昭和二十五年法律第百七十五号) による措置と相まって、 その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとと (昭和二十二年法律第二百三十三号)、健康増進 食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性 販売(不特定又は多数の者に対 国民

登録外国認証機関の登録)の登録登録件数一件につ第二条第三項(登録認証機関又はき九万円お加工十五年法律第百七十五号)き九万円	験等に係る登録試験業者若しくは登録外国試験業者の登録若しくは登録外国認証機関の登録又は日本農林規格による試刊十七 日本農林規格による格付の表示等に係る登録認証機関	一~八十六 (略)	、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可は規模準が、経文を記し、登録、特許、免許、許可、認可は規模準が、対域を対象に対している。	五関係)	改正案
外国認定機関の登録)の登録(更新 円 二条第五項(登録認定機関又は登録 円 財本物資の規格化等に関する法律(登録件数 円 一件につ	は登録外国認定機関の登録 八十七 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又	一~八十六 (略)	、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可に親税標準に税を容	五関係)	現行

八十七の二~百六十 (略)	一	四十二条(登録試験業者の登録)二 日本農林規格等に関する法律第二 (更新の登録を除く。)
	登 録 件 数	登 録 件 数
	き 九 円 に 円	き 九 円 フ 円
八十七の二~百六十(略)	(新設)	(新設)

 \bigcirc 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)(附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

、当該一		装又は容易	ればなられ	れた酒類	和二十八	する表示	第百七十二	る食品表示基準、	、食品表示法	は、指定	又は提供	第八条 米	(一般消費	
	一般消費者に伝達しなければならない。	は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を	ない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包	の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなけ	年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定めら	の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭	七十五号)第五十九条第一項の規定により定められた品質に関	示基準、日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律)	示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定す	指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは	提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)	米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売	般消費者に対する産地情報の伝達)	改正案
2 • 3 (各)	の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。	、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等	示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより	り定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表	法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定によ	品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する	法律第百七十五号) 第十九条の十三第一項の規定により定められた	る食品表示基準、農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年	、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定す	は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは	又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)	第八条 米穀事業者 (他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売	(一般消費者に対する産地情報の伝達)	現行

(T. T. T	の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 現定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
た農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等にはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工	水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係るを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工され
、次に掲げる場合には、この限りでない。る地理的表示又はこれに類似する表示を付してはならない。ただし	掲げる場合には、この限りでない。的表示又はこれに類似する表示を付してはならない。ただし、次に
3 (略) 一~五 (略)	3 (略)

 \bigcirc

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)(附則第十二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(0
	及び消費者委員会設置法
<u></u>	(平成二十
-	+
	年法律第四十八号)
: :	(附則第十三条関係)
j	(傍線の河

改 正 案

(所掌事務

第四条 事務(第六条第二項に規定する事務を除く。)をつかさどる。 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる

~十六 (略)

十七 号)第五十九条第一項に規定する基準に関すること。 日本農林規格等に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五

十八~二十六 (略)

2 • (略)

(設置)

第六条 (略)

委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

兀 農林規格等に関する法律、 関する法律、食品安全基本法、 の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法 不当景品類及び不当表示防止法、 売法、特定商取引に関する法律、 消費者基本法、消費者安全法 家庭用品品質表示法、 消費者教育の推進に関する法律、 特定商品等の預託等取引契約に (第四十三条を除く。)、 食品表示法、 食品衛生法、 住宅の品質確保 (昭和四十八 割賦販 日本

(所掌事務)

現

行

部分は改正部分

第四条 事務(第六条第二項に規定する事務を除く。)をつかさどる。 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる

一~十六 (略)

十七 十五号)第十九条の十三第一項に規定する基準に関すること。 農林物資の規格化等に関する法律 (昭和二十五年法律第百

十八~二十六 (略)

2 • 3 (略)

(設置)

第六条 (略)

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

<u>\</u>
\frac{\quad \cdot \c (略)

兀 不当景品類及び不当表示防止法、 関する法律、食品安全基本法、 確保の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法 物資の規格化等に関する法律、 売法、特定商取引に関する法律、 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、 家庭用品品質表示法、住宅の品質 消費者教育の推進に関する法律、 特定商品等の預託等取引契約に 食品表示法、 食品衛生法、 (昭和四 割賦販 農林